

福岡県公報

平成27年1月9日
第3658号

目次

告示(第3号-第12号)

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
公 告	
○指定管理者の指定	(県民文化スポーツ課) …………… 4
○指定管理者の指定	(福祉総務課) …………… 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) …………… 5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 5
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課) …………… 7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 15

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 15
○意見募集の結果の公示	(砂防課) …………… 15

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課) …………… 16
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課) …………… 16
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活安全総務課) …………… 17

告 示

福岡県告示第3号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字中822の13、822の14、829
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
822の13・822の14・829(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福岡太宰府線	前	糟屋郡宇美町大字炭焼5番1先から 糟屋郡宇美町大字炭焼13番77先まで	6.8 ～ 56.3	405.9
			後	糟屋郡宇美町大字炭焼5番1先から 糟屋郡宇美町大字炭焼13番77先まで	14.0 ～ 47.8	410.0

福岡県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

久留米	県道	金川田主丸線	前	久留米市田主丸町常盤1042番1先から 久留米市田主丸町常盤1096番1先まで	3.2 ～ 4.1	182.4
			後	久留米市田主丸町常盤1042番1先から 久留米市田主丸町常盤1096番1先まで	4.6 ～ 14.7	182.4

福岡県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	金川田主丸線	久留米市田主丸町常盤1042番1先から 久留米市田主丸町常盤1096番1先まで

福岡県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
				久留米市善道寺町木塚		

久留米	県道	豊田線 北野	前	1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 7.6	809.0
			後	久留米市善道寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 7.6	809.0
			後	久留米市善道寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 25.6	794.0
			後	久留米市善道寺町木塚 1260番1先から 久留米市太郎原町1805番 6先まで	7.2 ～ 7.5	810.1

福岡県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田線 北野	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで
久留米	豊田線 北野	久留米市善道寺町木塚1260番1先から 久留米市太郎原町1805番6先まで

福岡県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米 城島線 大川	久留米市城島町浜473番2先から 久留米市城島町城島649番先まで

福岡県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡 志摩線 前原	糸島市志摩御床2165番2先から 糸島市志摩御床2234番2先まで

福岡県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	船 越 線 前 原	前	糸島市志摩久家2479番1 先から 糸島市志摩御床2165番67 先まで	10.2 ～ 33.0	259.0
			後	糸島市志摩久家2479番1 先から 糸島市志摩御床2165番67 先まで	10.2 ～ 33.0	259.0

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年1月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	船 越 線 前 原	糸島市志摩久家2479番1先から 糸島市志摩御床2165番67先まで

公 告

公告

福岡県立ももち文化センター条例（平成18年福岡県条例第45号）第3条の規定に基づき、福岡県立ももち文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小 川 洋

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
福岡県立ももち文化センター	福岡市中央区長浜一丁目1番35号	JTB九州・ファビルス共同事業体	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条第1項、第8条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条の2第3項、第8条の2第3項及び第11条の2第3項の規定により次のように公示する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小 川 洋

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
福岡県男女共同参画センター	福岡市中央区今泉一丁目12番23号	クローバープラザ管理運営共同事業体	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
福岡県人権啓発情報センター			
福岡県総合福祉センター			

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人山びこ福祉会

(2) 代表者の氏名

秋山 和範

(3) 主たる事務所の所在地

豊前市大字薬師寺593番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者やその家族、何らかのハンディキャップを持つ人すべてに対し社会生活を営む上で必要な生活支援や就労支援など障害者や高齢者等が主体的にかつ豊かに生きる喜びを感じながら生活することに寄与することを目的とする。

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社石橋製作所	直方市大字上頓野4636番地の15	平成26年12月24日	平成28年3月31日まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

校務用サーバ等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年1月16日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

校務用サーバ等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年3月1日から平成33年2月28日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年2月2日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成27年1月27日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-643-3884

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付
平成27年1月9日（金曜日）から平成27年1月20日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成27年2月2日（月曜日）午前11時30分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム
- (2) 日時
平成27年2月2日（月曜日）午後1時30分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

- 面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of servers and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
11:30 AM on February 2, 2015
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8575, JAPAN
TEL 092 - 643 - 3880

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・福岡武道館外9施設電力供給
- ・粕屋警察署外7施設電力供給
- ・糸島警察署外8施設電力供給
- ・東警察署外7施設電力供給
- ・中央警察署外10施設電力供給
- ・博多警察署外1施設電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る

- る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

- 告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)
- ク 営業概要表(様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成27年1月30日(金曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成

27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

- ア 福岡武道館外9施設電力供給
- イ 粕屋警察署外7施設電力供給
- ウ 糸島警察署外8施設電力供給
- エ 東警察署外7施設電力供給
- オ 中央警察署外10施設電力供給
- カ 博多警察署外1施設電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

- ア 平成27年5月1日から平成28年4月30日まで
- イ 平成27年6月1日から平成28年5月31日まで
- ウ 平成27年6月1日から平成28年5月31日まで
- エ 平成27年6月1日から平成28年5月31日まで
- オ 平成27年6月1日から平成28年5月31日まで
- カ 平成27年6月1日から平成28年5月31日まで

(4) 供給場所

- ア 福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1）

射撃場（福岡市西区今宿上の原4番地1）

北九州交通管制センター（北九州市小倉北区内7番2号）

警備員教育センター（北九州市門司区小森江三丁目9番1号）

航空隊（福岡市博多区大字下臼井782番地1）

自動車整備工場（糟屋郡久山町大字久原2780番地3）

福岡試験場（福岡市南区花畑四丁目7番1号）

北九州試験場（北九州市小倉南区日の出町二丁目4番1号）

筑豊試験場（飯塚市仁保23番地21）

筑後試験場（筑後市大字久富1135番地2）

イ 粕屋警察署（糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1）

宗像警察署（宗像市東郷一丁目2番2号）

朝倉警察署（朝倉市甘木225番地1）

福岡空港警察署（福岡市博多区大字下臼井782番地1）

豊前警察署（豊前市大字荒堀535番地1）

小郡警察署（小郡市大板井234番地1）

筑後警察署（筑後市大字山ノ井338番地）

八女警察署（八女市本町465番地）

ウ 糸島警察署（糸島市前原中央一丁目6番1号）

若松警察署（北九州市若松区くきのうみ中央1番1号）

門司警察署分庁舎（北九州市門司区西海岸一丁目1番5号）

飯塚警察署（飯塚市柏の森159番地26）

直方警察署（直方市殿町5番31号）

うきは警察署（うきは市吉井町343番地3）

柳川警察署みやま庁舎（みやま市瀬高町下庄501番地4）

大牟田警察署（大牟田市不知火町三丁目8番地）

交通機動隊（糟屋郡篠栗町大字田中300番地1）

エ 東警察署（福岡市東区箱崎七丁目8番2号）

南警察署（福岡市南区塩原二丁目3番1号）

筑紫野警察署（筑紫野市上古賀一丁目1番1号）

戸畑警察署（北九州市戸畑区汐井町2番1号）
門司警察署（北九州市門司区西海岸二丁目3番13号）
行橋警察署（行橋市行事三丁目12番1号）
嘉麻警察署（嘉麻市大隈町418番地3）
田川警察署（田川市平松町3番36号）

オ 中央警察署（福岡市中央区天神一丁目3番33号）
早良警察署（福岡市早良区百道一丁目5番15号）
西警察署（福岡市西区今宿西一丁目14番10号）
博多臨港警察署（福岡市博多区石城町9番18号）
小倉南警察署（北九州市小倉南区若園五丁目1番6号）
八幡東警察署（北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号）
八幡西警察署（北九州市八幡西区東王子町2番1号）
折尾警察署（北九州市八幡西区光明一丁目6番6号）
久留米警察署（久留米市東櫛原町1002番地2）
柳川警察署（柳川市三橋町今古賀53番地1）
第二機動隊（北九州市小倉北区片野新町三丁目1番50号）

カ 博多警察署（福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号）
小倉北警察署（北九州市小倉北区大門一丁目6番19号）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成25年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27年2月20日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種目品13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者（希望業種、等級が不明な場合は、事前に福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）にて確認をすること。）
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部会計課調度係
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141（内線2236・2233）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

- (1) 交付場所
5の部局とする。

(2) 交付期間

平成27年1月9日（金曜日）から平成27年2月19日（木曜日）までの毎日（ただし福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時45分までとする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送（受付期間内必着）して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成27年1月9日（金曜日）から平成27年1月29日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成27年2月19日（木曜日）午後5時45分まで。

(4) 閲覧場所

福岡県警察本部会計課

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成27年2月19日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年2月20日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部3階340会議室

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

ア 平成27年2月23日（月曜日）午後1時30分

イ 平成27年2月23日（月曜日）午後2時30分

ウ 平成27年2月23日（月曜日）午後3時30分

エ 平成27年2月24日（火曜日）午後1時30分

オ 平成27年2月24日（火曜日）午後2時30分

カ 平成27年2月24日（火曜日）午後3時30分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ア Electricity to use in ten office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - イ Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - ウ Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - エ Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - オ Electricity to use in eleven office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - カ Electricity to use in two office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- (2) Contract term:
 - ア From 1 May,2015 through 30 April,2016.
 - イ From 1 June,2015 through 31 May,2016.
 - ウ From 1 June,2015 through 31 May,2016.
 - エ From 1 June,2015 through 31 May,2016.
 - オ From 1 June,2015 through 31 May,2016.
 - カ From 1 June,2015 through 31 May,2016.
- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police.

- (4) Time limit for tender:5:45, 20 February,2015.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Fukuoka Prefectural Police Headquarters, 7 - 7 ,HigashiKoen,Hakata-ku,FukuokaCity, 812-8576,Japan. Tel:092-641-4141 (Ext 2233)

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人エスペランサ
- (2) 代表者の氏名
馬場 菊代
- (3) 主たる事務所の所在地
朝倉市平塚530番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ギニアビサウ共和国の人々の貧困撲滅のため、ギニアビサウ共和国の人々の生計維持に必要な技能取得支援及び青少年の健全育成並びにこれらに係る普及啓発活動事業を行うと共に日本とギニアビサウ共和国の交流に努めて両国の共生に資することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
豊前市大字赤熊233番1、238番、239番、239番2、239番3、247番1、248番2、290番3及び291番並びに大字沓川376番2、377番、377番2、378番2、380番2、381番2、381番3及び382番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
新潟市南区清水4501番1
株式会社コメリ
代表取締役 捧 雄一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字須恵字城山19番6及び19番19から19番40まで、字イムタ377番102及び377番200から377番203まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区高砂一丁目20-14
株式会社 OKAMURA
代表取締役 岡村 恭資

公告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の許可に係る特定開発行為技術基準案について、平成26年5月16日から平成26年6月16日までの間、御意見を募集したところ、3件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

す。

平成27年1月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	特定開発許可申請における対策工事として、盛土工による法面（勾配30度以下、高さ5メートル以下）の形成は対策工事にはならないのか？	御意見を踏まえて、盛土工を対策工とするように改めました。
2	上記の盛土工最低部に設置する擁壁は、急3-1から急3-28までに示された設計外力に対して検討する必要があるか？	必要ありません。なお、急傾斜地の崩壊を防止するための施設の設計について、急3-39以降に例示しておりますので、御参照ください。
3	30度以下の勾配で5メートル以下の斜面の土圧を建築物で支持する場合、急3-1から急3-28に示された設計外力に対して検討する必要があるか？	必要ありません。なお、急傾斜地の崩壊を防止するための施設の設計について、急3-39以降に例示しておりますので、御参照ください。

2 公布日

平成26年12月26日

3 問合せ先

県土整備部砂防課砂防係

電話：092-643-3679

メールアドレス：sabo@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第355号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年1月9日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年2月24日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第356号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年1月9日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年2月13日（金） 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷一丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成27年2月24日（火） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
平成27年2月26日（木） 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第357号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年1月9日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年3月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年3月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成27年3月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年3月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。